

# 山口県報

平成18年  
7月11日  
(火曜日)

## 目 次

条例	
知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	二
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	三
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	五
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	七
児童福祉施設条例の一部を改正する条例	一〇
旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例	一〇
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	一一
山口県卸売市場条例の一部を改正する条例	一一
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	一三
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	一三

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

### 山口県条例第三十七号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和三十二年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第五条第二項を削る。

山口県知事 二 井 関 成

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二の規定に該当する場合その他の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

別表第二の備考中「法別表」を「地方公務員災害補償法施行規則別表第三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条の二及び別表第二の規定は、平成十八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

3 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条に規定する職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、適用日前に治つたとき、又は適用日前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第六条第四号に掲げる障害補償については、なお従前の例による。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十九号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「身体障害者デイサービス事業を行う施設、身体障害者短期入所事業を行う施設、知的障害者短期入所事業を行う施設」を「短期入所を行う施設、障害者デイサービスを行う施設」に改め、「短期入所療養介護を行う施設」の下に、「指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設」を加え、「児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業」を

「居宅介護を行う事業、行動援護を行う事業、外出介護を行う事業」に、「訪問入浴介護又は認知症対応型共同生活介護」を「又は訪問入浴介護を行う事業、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又は介護予防訪問入浴介護を行う事業、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を行う事業、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同条第七号中「へき地勤務医師及び歯科医師修学資金」を「医師及び歯科医師修学資金」に、「へき地医療機関（へき地の）」を「公的医療機関その他の」に、「をいう。以下同じ」を「（以下「公的医療機関等」という）」に、「へき地医療機関において」を「公的医療機関等において」に改める。

第五条第二項中「（以下「臨床研修」という。）」を削る。

第八条の見出しを「（医師及び歯科医師修学資金の返還債務の免除）」に改め、同条第一項中「へき地勤務医師及び歯科医師修学資金」を「医師及び歯科医師修学資金」に、「の債務を」を「及びその利息の支払の債務を当該各号に定める債務の範囲内において」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 大学を卒業した日から一年以内に医師等の免許を取得し、直ちに医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下この条において「臨床研修」と総称する。）を行い、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達したとき 返還及び利息の支払の債務の全部

第八条第一項第二号中「できなくなつたとき。」を「できなくなつたとき 返還及び利息の支払の債務の全部」に改め、同項に次の二号を加える。

三 死亡又は心身障害により修学資金を返還することができなくなつたとき 返還及び利息の支払の債務の全部又は一部

四 大学を卒業した日から一年以内に医師等の免許を取得し、直ちに臨床研修を行い、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、やむを得ない事由により、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に達しなかつたとき 返還及び利息の支払の債務の

全部又は一部

第八条第二項及び第三項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一号の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 介護福祉士修学資金の貸付けを受けた者が改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間は、改正後の条例第二条第一号に規定する社会福祉施設等又は在宅福祉事業等において介護福祉士として同号に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人の事業税額が一万円以下であるものについては、前項に規定する前期において、その全額を徴収する。

第百十五条第一項中「営業」を「事業」に改め、同条第二項第一号中「営業を」を「事業を」に改め、同号二中「営業開始年月日」を「事業開始年月日」に改め、同項第二号中「営業」を「事業」に改める。

附則第十一条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

附則第十七条の四の二の次に次の一条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第十七条の四の三 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等については、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)(に対し、条約適用利子等の額(次項第一号の規定により読み替えられた第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の限度税率(第三項において「限度税率」という。)(を控除して得た率に百分の二を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の二の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十七条の四の三第一項に規定する条約適用利子等の額」とする。

二 第二十八条及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十七条の四の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

三 附則第十七条の五第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額及び附則第十七条の四の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)(については、第二十五条第三項及び第四項の規定は、適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約実施特例法第二条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)(に対し、条約適用配当等の額(第五項第一号の規定により読み替えられた第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から限度税率を控除して得た率に百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約実施特例法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場

合には、百分の一・六（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十九条の三第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十七条の四の三第三項に規定する条約適用配当等の額」とする。

二 第二十八条及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条の四の三第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十八条中「第二十五条第四項」とあるのは「附則第十七条の四の三第四項」とする。

三 附則第十七条の五第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額及び附則第十七条の四の三第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十八条の規定の適用については、同条中「又は第二十五条第六項」とあるのは、「若しくは附則第十七条の四の三第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二十九条の三第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第一項の規定及び第三十九条の九から第三十九条の十三までの規定により配当割額を課されたとき、又は第二十五条第六項」とする。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(調整控除)

第二十七条の二 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三十七条第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の二に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が法第三十七条第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

第二十八条中「百分の三十二」を「五分の二」に、「前条」を「前二条」に改める。

第三十三条第一項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を三千円に乗じて得た金額

第三十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。



五 第二十八条の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第三百十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

第三十三条第二項中「前三月間における事実に基づき、」を「規則で定める様式による」に改め、「よつて」の下に「前三月間の期間分の」を加える。

第三十三条の四を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三十三条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第三十九条の十四及び第三十九条の二十中「百分の六十八」を「五分の三」に改める。

第四十四条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・五」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の一・五」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号二中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第八十四条第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

附則第四条第一項中「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に改め、同条第三項中「附則第四条第四項第二号」を「附則第四条第一項第二号」に、「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に、「その提出期限までに提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に改める。

附則第四条の二第一項中「附則第四条の二第四項第一号」を「附則第四条の二第一項第一号」に改め、同条第三項中「附則第四条の二第四

項第二号」を「附則第四条の二第一項第二号」に、「その提出期限までに提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）を「提出した場合」に改める。

附則第五条第一項中「第二十七条」の下に、「及び第二十七条の二」を加え、同条第二項中「前条」を「前二条」に、「前条及び」を「前二条及び」に改める。

附則第五条の二を次のように改める。

#### 第五条の二 削除

第五条の二の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）

第五条の二の二 平成十九年度及び平成二十年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る第三十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「三千元」とあるのは、「四千元」とする。

附則第五条の三の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五条の四 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第五条の四第一項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第二十七条及び第二十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十八条の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条及び附則第五条の四第一項」とする。

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第五条の四第八項の市町民税に関する申告書と併せ

て、市町長に提出した場合（同条第五項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。  
附則第六条を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の額の特例等）

第六条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の六及び第三十三条の八の規定の適用については、これらの規定中「第三十三条の四」とあるのは、「第三十三条の四並びに附則第六条第一項」とする。

附則第六条の二を削り、附則第六条の三を附則第六条の二とする。

附則第七条を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第七条 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十四条第

一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得

百分の六・六

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第四項第二号イ中

「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

附則第十四条第一項中「本項に」を「この項に」に改め、同項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第三項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同項第三号を削る。

附則第十五条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同項第三号を削

る。

附則第十五条の二第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円

附則第十五条の二第一項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

附則第十六条第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 九十六万円

附則第十六条第一項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十七条第一項中「第三項において準用する附則第十五条第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第二項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「あるは」を「あるのは」、「に」、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十七条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十七条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第十七条の二第一項中「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等（以下この項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第一項及び附則第十七条の二の三第一項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第五項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第二十五条第六項の規定によ

り同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び「第七項第一号」を「第四項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。）」の下に「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、「と、第二十八条中「第二十五条第六項」とあるのは「附則第十七条の二第六項」」を削り、同項第三号を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十七条の二の二第一項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に、「(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

附則第十七条の二の三第一項中「同条第七項第一号」を「同条第四項第一号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第二項中「附則第十七条の二第七項」を「附則第十七条の二第四項」に改める。

附則第十七条の二の四第二項中「第六項」を「第三項」に、「金額」と、前条第一項」を「金額とし、」と、前条第一項」に改める。

附則第十七条の三第四項中「第六項」を「第三項」に、「金額」と、附則第十七条の二の三第一項」を「金額とし、」と、附則第十七条の二の三第一項」に改める。

附則第十七条の三の二第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第三十九条の十八第三項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第十七条の四第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同項第三号を削る。

附則第十七条の四の三第二項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一)」

を「五分の二」に、「百分の一・六」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第五項第二号中「第二十八条及び附則第五条第一項」を「第二十七条の二、第二十八条、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、同項第三号を削る。附則第十七条の五を削る。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条中第三十三条の四及び附則第六条の改正規定、附則第六条の二を削り、附則第六条の三を附則第六条の二とする改正規定、附則第十七条の二第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額」を加える部分に限る。）並びに別表を削る改正規定並びに附則第三項の規定 平成十九年一月一日

三 第二条中第二十六条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 平成二十年一月一日

四 第二条中第二十八条の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の二及び第十七条の四の第三項の改正規定並びに附則第五項及び第九項の規定 平成二十年四月一日

五 第二条中第八十四条第一項第三号イ<sup>(1)</sup>の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日

## (県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条第一項及び第二十七条の二並びに附則第五条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第二項、第十七条の二第一項、第十七条の三の三第一項並びに第十七条の四第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、第六項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中分離課税に係る所得割（改正後の条例第三十三条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び第十項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（改正後の条例第三十三条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割

については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第二十六条第一項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第二十八条の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第三十三条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第三十九条の十四の規定は、平成十九年度以後に市町に対し交付すべき配当割（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「改正後の地方税法」という。）第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町に対し交付する市町交付金については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第三十九条の二十の規定は、平成十九年度以後に市町に対し交付すべき株式等譲渡所得割（改正後の地方税法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町に対し交付する市町交付金については、なお従前の例による。

9 改正後の条例附則第十七条の四の三第三項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

10 平成十九年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る改正後の条例第二十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、改正後の条例第二十七条の二第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、改正後の条例附則第十五条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、改正後の条例附則第十七条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、改正後の条例附則第十七条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び改正後の条例附則第十七条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに改正後の条例附則第十七条の四の三第一項に規定する条約適用利

- 子等の額（同条第二項第一号の規定により読み替えて適用される改正後の条例第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び改正後の条例附則第十七条の四の第三項に規定する条約適用配当等の額（同条第五項第一号の規定により読み替えて適用される改正後の条例第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、改正後の条例第二十七条の二第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十二条第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）（を、改正後の条例の規定中所得割に關する部分（改正後の条例第二十八条の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。
- 一 当該納税義務者の平成十九年度分の改正後の条例第二十七条の規定による所得割の額から改正後の条例第二十七条の二の規定による控除額を控除した金額
- 二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る改正後の条例第二十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第二条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例第二十七条第一項の規定を適用して計算した所得割の額
- 11 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第五十六号）附則第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」（）とあるのは「零とする。」（）の三分の二に相当する金額」と、「改正後の条例の規定中所得割に關する部分（改正後の条例第二十八条の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第五十六号）附則第五項の規定による所得割の額」とする。
- 12 第十項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日）までの間に、市町長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。
- （事業税に関する経過措置）
- 13 改正後の条例第四十四条及び附則第七条の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人



の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

14 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「前条」を「前二条」に改める。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十一号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表四の二の項中「合算した額」の下に「又は児童福祉法第二十四条の二第二項の特定費用の額と同条第二項に規定する費用の

額とを合算した額」を加え、同表四の三の項中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項」を「障害者自立支援法第二十九条第一項」に、「同条第二項第一号に掲げる」を「同法附則第二十一条第二項に規定する費用の」に、「身体障害者福祉法第七条の十第一項」を「障害者自立支援法第二十九条第一項」に改め、同表四の四の項中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項」を「障害者自立支援法第二十九条第一項」に、「同条第二項第一号に掲げる」を「同法附則第二十一条第二項に規定する費用の」に改める。

別表第一の8の表三十一の項を次のように改める。

		(一) 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の規定による宅地造成に関する工事の許可  切土又は盛土をする土地の面積（以下この項において「面積」という。）が五百平方メートル未満のもの 一件につき 面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一件につき 面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき 面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき 面積が一万平方メートル以上二万平方メートル未満のもの 一件につき	
			一万二千円
			二万千円
			三万千円
			四万七千円
		六万七千円	
		十一万円	

		<p>一三 十</p> <p>宅地造成に 関する工事 の許可に 関する事務</p> <p>宅地造成工 事許可申請 手数料</p>
<p>宅地造成に 関する工事 の計画の 変更の許 可</p>	<p>(二) 宅地造成等 規制法第十 二条第一項 の規定によ る宅地造成 に関する工 事の計画</p>	
<p>一件につき</p>		<p>面積が二万平方メートル以上四万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>面積が四万平方メートル以上七万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>面積が七万平方メートル以上十平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>面積が十平方メートル以上のもの 一件につき</p>
<p>次に掲げる額を合算した額は、四十万円を超えるときは、四十万円とする。</p> <p>ア 工事の設計に関する変更 の場合、当該設計に 関する工事の設計に 関する変更の費用 （設計費、図面代、 印紙代、図面送付代 等）</p> <p>イ 前項の場合、当該 設計に關する工事の 設計に關する変更の 費用（設計費、図面 代、印紙代、図面送 付代等）</p> <p>エ 前項の場合、当該 設計に關する工事の 設計に關する変更の 費用（設計費、図面 代、印紙代、図面送 付代等）</p> <p>エ 前項の場合、当該 設計に關する工事の 設計に關する変更の 費用（設計費、図面 代、印紙代、図面送 付代等）</p> <p>エ 前項の場合、当該 設計に關する工事の 設計に關する変更の 費用（設計費、図面 代、印紙代、図面送 付代等）</p>		<p>十七万円</p> <p>二十五万円</p> <p>三十四万円</p> <p>四十二万円</p>



平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十四号

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例（昭和三十三年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十五号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「大字長野字小泊千五百二十八番」を「長野字長野尻千五百二十八番の四」に改め、同条第二号中「大字長野字小泊千五百二十八番」を「長野字長野尻千五百二十八番の四」に、「大字神代」を「神代」に、「十番の一」を「八番の三」に、「字あじろ」を「字東網代」に改め、同条第三号中「大字神代」を「神代」に、「大字阿月」を「阿月」に、「十番の一」を「八番の三」に、「八百八十一番」を「八百八十二番」に改め、同条第五号中「二千百十九番」を「五百七十六番の三十」に改め、同条第八号中「吉敷郡秋穂町東」を「山口市秋穂東」に改め、同条第九号中「吉敷郡秋穂町東字花香山七百七十番」を「山口市秋穂東字花香七百七十五番の四」に、「山口市大字秋穂二島字沖岩屋四百二十五番」を「同市秋穂二島字沖岩屋三 四百二十五番」に改め、同条第十号中「大字秋穂二島字沖岩屋四百二十五番」を「秋穂二島字沖岩屋三 四百二十五番」に、「吉敷郡阿知須町」を「同市阿知須」に改め、同条第十三号中「大字日置上」を「日置上」に、「大字三隅中」を「三隅中」に改め、同条第十四号中「大字三隅中」を「三隅中」に、「七百十六番の二十四」を「七百十六番の十六」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県卸売市場条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十六号

山口県卸売市場条例等の一部を改正する条例

(山口県卸売市場条例の一部改正)

第一条 山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第五条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第二十三条第二項第二号及び第二十七条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第三十一条第一項中「営業」を「事業」に改める。

(下関漁港地方卸売市場条例の一部改正)

第二条 下関漁港地方卸売市場条例(昭和四十八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第三条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十七号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。  
別表山口県立久賀高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立周防大島高等学校	大島郡周防大島町
--------------	----------

別表山口県立大嶺高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立青嶺高等学校	美 祢 市
------------	-------

附 則

この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十八号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表山口県岩国西警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

平成十八年七月十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩国市のうち玖珂町、周東町田尻、周東町中山、周東町上久原、周東町下久原、周東町用田、周東町川上、周東町明見谷、周東町祖生、周東町瀬越、周東町三瀬川、周東町差川、周東町西長野、周東町下須通、周東町上須通、周東町樋余地
---